

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号又は第7号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明									
競争入札に付することが不利と認められるとき、又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	1 契約の概要 令和8年度中に必要な各務原警察署及び警察本部車両等の公用車用燃料（ガソリン及び軽油）を年間を通して単価契約により購入するもの。									
	2 「不利」又は「著しく有利な価格」の説明 公用車用燃料については、県の公用車両用として購入するため、岐阜県（出納管理課）が令和8年3月30日付で岐阜県石油商業協同組合との間で単価契約（標準単価）を締結しており、そのうち岐阜地域の契約単価（標準単価）を越えない価格で契約できる見込みであるため。									
	(有) 小林石油 代表取締役 小林 正勝 単位：円									
	<table><tr><th>品名</th><th>契約単価</th><th>うち取引に係る消費税及び地方消費税額</th></tr><tr><td>ガソリン リサーチ法89オクタン価以上 96オクタン価未満</td><td>164.24</td><td></td></tr><tr><td>軽油 セタン価45以上</td><td>151.52</td><td></td></tr></table>	品名	契約単価	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	ガソリン リサーチ法89オクタン価以上 96オクタン価未満	164.24		軽油 セタン価45以上	151.52	
	品名	契約単価	うち取引に係る消費税及び地方消費税額							
ガソリン リサーチ法89オクタン価以上 96オクタン価未満	164.24									
軽油 セタン価45以上	151.52									
岐阜日石（株） 代表取締役 和田 隆 単位：円										
	<table><tr><th>品名</th><th>契約単価</th><th>うち取引に係る消費税及び地方消費税額</th></tr><tr><td>ガソリン リサーチ法89オクタン価以上 96オクタン価未満</td><td>164.24</td><td></td></tr><tr><td>軽油 セタン価45以上</td><td>151.52</td><td></td></tr></table>	品名	契約単価	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	ガソリン リサーチ法89オクタン価以上 96オクタン価未満	164.24		軽油 セタン価45以上	151.52	
品名	契約単価	うち取引に係る消費税及び地方消費税額								
ガソリン リサーチ法89オクタン価以上 96オクタン価未満	164.24									
軽油 セタン価45以上	151.52									
	愛産商事（株） 取締役社長 飯田哲郎 単位：円									
	<table><tr><th>品名</th><th>契約単価</th><th>うち取引に係る消費税及び地方消費税額</th></tr><tr><td>ガソリン リサーチ法89オクタン価以上 96オクタン価未満</td><td>164.24</td><td></td></tr><tr><td>軽油 セタン価45以上</td><td>151.52</td><td></td></tr></table>	品名	契約単価	うち取引に係る消費税及び地方消費税額	ガソリン リサーチ法89オクタン価以上 96オクタン価未満	164.24		軽油 セタン価45以上	151.52	
品名	契約単価	うち取引に係る消費税及び地方消費税額								
ガソリン リサーチ法89オクタン価以上 96オクタン価未満	164.24									
軽油 セタン価45以上	151.52									